

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	道道札幌環状線（望月大橋歩道部）電線共同溝修正検討業務
発 注 課	建）土木部工事課
選 定 事 業 者	株式会社 ドーコン
<p style="text-align: center;">随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）</p>	
<p>本業務は、道道札幌環状線の電線共同溝新設工事において、望月寒川に架かる望月大橋歩道部を現地精査した結果、当初予定位置での管路敷設が困難となったことから、当該橋梁歩道部の架け換及び、電線共同溝敷設の修正検討を行うものである。</p> <p>本業務に係る電線共同溝管路線形については、当初予定位置での管路敷設が困難であると判明した後、電線管理者と協議を重ねた結果、管路を橋梁側部へ添架することは困難であることから、橋梁歩道部の架け換えを行い、管路設置スペースを確保することを令和4年3月に判断したものである。</p> <p>また、望月大橋区間に係る望月寒川改修工事の予定について、令和4年2月に北海道へ確認を行った際は、未定との回答であった。その後、同年3月に再度確認を行ったところ「望月大橋区間については令和4年9月から工事を実施する予定」との回答があった。</p> <p>当該橋梁歩道部の架け換えは、河川改修工事に影響が及ぶため、工事着手前までに詳細な計画を示した上で協議を行う予定であったが、上記のとおり、急遽北海道から工事実施予定の回答があったことから、短期間での履行が求められる状況となった。</p> <p>上記業者は、北海道から望月寒川改修工事の実施設計を受託し、河川条件や工事内容について熟知していることに加え、望月大橋の橋梁に関する調査も終えていることから、当該業務を短期間で達成可能な業者である。</p> <p>以上から、上記業者を選定することとしたい。</p>	
根 拠 法 令	<p style="text-align: center;">地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第91条第1項</p>
決 定 日	令和4年4月26日